

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 黒木 和彦

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6MCE12A00940		6MCZ1A20037 0001				NW-Z210054	
品名 または 件名							
防錆処理装置据付役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST				0		
納地または工事場所			引 渡 場 所				
島松駐屯地			総一管一補 西尾曹長（5 2 8 7）				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
整備部＃135			令和9年1月22日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年10月28日（水）9時30分 北海道補給処調達会計部入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ウ 全省庁統一資格において北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
 - エ 契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
 - オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
 - カ 建設業法（昭和24年法律第10号）第3条に規定する「機械器具設置工事業」に係る建設業の許可を有し、同法第27条の23に基づく有効な経営事項審査を受けていること。
- (2) 落札決定方法
- ア 総額により決定する。
 - イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、同額の場合は抽選とする。
- (3) 入札の無効
- ア 注意事項第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札に関する条件に違反した入札
 - ウ 入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書
 - エ 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
 - オ 電話、電報及びFAXによる入札

- カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (4) 契約書作成の要否
落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。
- (5) その他
ア 入札書の記載要領等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
なお、落札決定は、消費税抜きの金額で決定する。
- イ 郵便入札
(7) 郵便による入札参加を推奨（感染症防止のため。）
(4) 郵便入札の要領等
a 送付先
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課
b 送付期限
令和8年10月27日（火）17時00分（必着）
- ウ 送付要領
(7) 入札書は件名「防錆処理装置据付役務入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。
(4) 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて書留郵便又はメール便にて送付する。
- エ 到着の確認
郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (6) 再度入札
ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
イ 郵便による入札者がいる場合
(7) 再度入札の実施日時
令和8年10月30日（金）15時30分
(4) 郵便入札の要領
a 送付期限
令和8年10月30日（金）14時00分（必着）
b その他の要領
初度の入札と同様とする。
- (7) 提出書類
ア 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出すること。（FAX可）
イ 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
ウ 契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に受け負わせようとする場合は、「再委託承認申請書」を提出する。
なお、「再委託承認申請書」には再委託者の連絡先及び担当者名を記載する。
- (8) 再委託者の確認
契約担当官は、再委託承認申請の承認に当たって、「再委託承認申請者」に記載された再委託者に電話等により確認する。確認できなかった場合は、再委託を承認しない。
- (9) 入札に関する問合わせ先
ア 仕様書に関する事項
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処整備部管理課（担当：中田）
電話 0123-36-8611（内線5649）
イ 入札及び契約等に関する事項
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：安達）
電話 0123-36-8611（内線5886）
FAX 0123-36-8719（直通）
- (10) 公告掲示場所
ア 掲示板
(7) 島松駐屯地
(4) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
イ 北海道補給処ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (11) 公告掲示期間
令和8年10月2日～令和8年10月28日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の再委託については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
防錆処理装置据付役務		NW-Z 2 1 0 0 5 4	
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作 成	令和 8年	9月18日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において実施する防錆処理装置据付役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 役務対象品の設置場所

役務対象品の設置場所は、北海道恵庭市西島松308番地 陸上自衛隊島松駐屯地 北海道補給処整備部#135とする。

2.2 防錆処理装置据付役務施場所

役務実施施設は、図1による。

2.2.1 防錆処理装置据付役務実施要領

防錆処理装置据付役務は、契約の相手方の責任において完全に実施するものとし、実施要領は、附属書Aによる。

2.3 錆処理装置据付務要領

2.3.1 装置名

装置名は、表1のとおりとする。

No.	装置名	数量
1	パーカエンジニアリング（株）製 防錆処理用器材	1式

2.4 使用材料

防錆処理装置据付役務に必要な資材等は、契約の相手方が準備するものとする。

2.5 外観

防錆処理装置据付役務の外観は、使用上有害なきず、割れ、その他欠陥がなく、機能が良好なものとする。

3 品質保証

3.1 検査など

役務後の検査などは、官側立会のうえ、提出書類を確認し外観・機能検査後、引き渡しを行うものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める、監督・検査実施要領による。

3.3 品質保証期間

防錆処理装置据付役務に伴う品質保証期間は、検査合格の日から、1年間とする。

4 その他の指示

4.1 提出書類など

提出書類などは、表2によるものとし、これ以上の書類を必要とする場合及び細部については契約担当官等の指示による。

表2－提出書類

No.	提出書類	部数	提出時期	備考
1	承認用書類	1	契約後速やかに	様式随意
2	作業記録（役務完了調書）	1	各日の作業終了後	様式は、図2による。
3	役務打合簿	1	その都度	様式随意

4.2 駐屯地への立入り要領など

駐屯地への立入り要領は次による。

- 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（出入門手続き・火気取扱い・作業用通路など）は、当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。
なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、契約担当官等に申し出るものとする。
- 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、契約担当官等及び駐屯地管理者との調整により所要の手続きをとるものとする。

4.3 電気など

電気及び水の使用に関しては有料とする。

4.4 秘密保全など

秘密保全などは、次による。

- 契約の相手方は本契約の履行にあたり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- 契約の相手方は、官側の施設内の場合、役務実施場所以外においても無許可の撮影をしてはならない。

4.5 安全管理

安全管理については、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の工程毎に安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

4.7 その他

その他は、次による。

- a) 役務履行で発生した梱包材，産業廃棄物は，官側へ返納するものを除き契約の相手方において処分するものとする。
- b) 本役務に際し，駐屯地内の施設などに損傷を与えないよう充分注意して施工するものとし，万一破損させた場合は，速やかに契約担当官等に報告するとともに契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) 本役務終了時には，整理・清掃を確実に行うとともに，仮設物などの撤去を役務期間内に完了しなければならない。
- d) 契約について第三者に請け負わせる場合は，「入札及び契約心得」で定める「再委託承認申請書」を契約担当官に提出し，承認を受けるものとする。

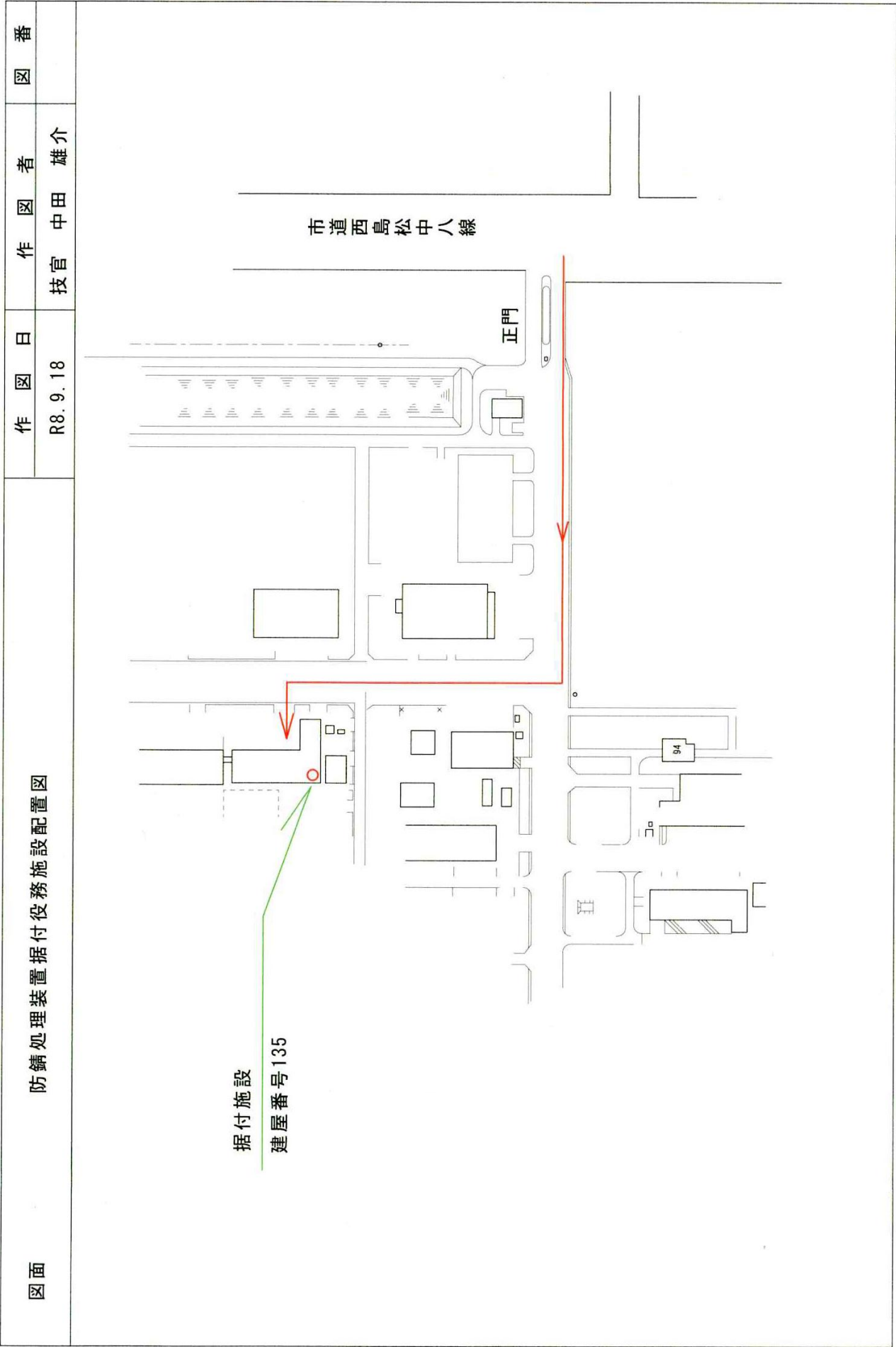


図 1-役務実施施設配置図

作業記録（役務完了調書）			
実 施 年 月 日		検 査 官	監 督 官
契 約 業 者 名			
実 施 場 所			
作 業 内 容			
作業細部	実施時間	実施者名	必要事項又は所見

図 2－作業記録（役務完了調書）

附属書 A (規定) 防錆処理装置据付役務要領

A. 1 適用範囲

この附属書は、本体の 2. 2. 1 に基づき、改善要領について規定する。

A. 2 防錆処理装置据付役務実施要領

防錆処理装置据付役務実施は、別紙、据付役務項目表による。

A. 3 防錆処理装置据付役務実施に伴う発生材の処置要領

防錆処理装置据付役務実施に伴う発生材は、契約の相手方の責任に於いて処置を行うこと。

据 付 役 務 項 目 表

1 品名表

連 番	据付内容品名	仕様
1	ペイントアレスターブース	W1700×D1500×H2653 mm 3 相 200V 1.5Kw
2	乾燥炉	W1200×D1000×H1980 mm 3 相 200V 12.75KW
3	ブラストマシーン	W800×D800×H1692 mm 単相 100V 450W

2 据付方法

- 1) ペイントアレスターブースを官側が指定する施設に設置し口径 450 mm×450 mmの排気ダクトを室内壁側 FL=2500 mmより外側へ立上げ、その位置より更に外壁に沿って約 4000 mm 立上げ、陸屋根側へ約 1600 mm横走りさせたのち、エルボーで立下げ終端とし、ダクト形状は、1000 mm以下の分割均等間隔で製作し連結間の水進入の防止策として雨仕舞処置を施すこと。（ブースから室外陸屋根終端までトータルダクト長：11000 mm）
- 2) 乾燥炉及びブラストマシーンを官側が指定する位置に設置し電源及び、排気ダクトを取付ける。

3 据付部材等

- 1) ブース用電源ケーブル引き込み全長（金属管）機器接続まで：約 25m
- 2) 乾燥炉用電源ケーブル引き込み全長（金属管）機器接続まで：約 14m
- 3) ブラストマシーン引き込み全長（PF 管）機器接続まで：約 3m
- 4) 主幹ブレーカ：3 相 200V50A 収納 BOX 付（分岐は隣接分電盤より配電）
- 5) ブラストマシーン排気用コア抜き据付まで：直径 75 mm（外構フード付）
- 6) 乾燥炉排気用コア抜き据付まで：直径 100 mm（外構フード付）

4 その他

- 1) 必ず。事前に現地確認を行ったのち、作業見積等を行うこと。
- 2) 据付内容品の細部仕様及び、据付圧損スペックなど細部確認のこと。

入 札 書

金 額 ¥ (消費税及び地方消費税を含まない。)

品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
防錆処理装置据付役務	仕様書のとおり	ST	1		
納入場所	島松駐屯地	納 期		令和9年1月22日	
入札（契約）保証金	免 除	入札書有効期間			

上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 黒木 和彦 殿

住所

会社名

代表者名

担当者名

連絡先

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。